

参考資料 災害等発生時の対応

令和7年度 雄郡小学校

【A 地震発生時】

学校の対応	保護者の対応（お願い）
【震度5強以上】 ○ <u>直ちに授業を打ち切り</u> 、保護者に児童引渡しを行う。	学校からの連絡の有無に関わらず、自身の安全を確保しつつ子どもを迎えに行く。 ・自宅周辺の安全が確保されない場合は、引取り後、避難所（体育館）に待機する。
【震度5弱以下】 ○ <u>被害状況により、授業を打ち切る。</u> 下校させるかとどまらせるか判断し、MACメールで知らせる。 《下校させる場合：教員が付き添って集団下校》 《安全な下校が難しいと判断した場合：引渡し》	メールを確認し、児童の下校に備える。引取り要請があった場合、自身の安全を確保しつつ子どもを迎えに行く。

◆ 引渡し場所は、おさんの教室です。

【B 警戒レベル3(高齢者等避難)以上発令時】

雄郡校区（※）に警戒レベル3以上が発令された場合、避難準備のため授業は打ち切ります。

この地域は、近くに避難に適切な標高の高い場所が無いため、校外ではなく、**校舎の2階以上に避難（垂直避難）**させます。

学校の対応	保護者の対応（お願い）
○ <u>授業を打ち切る。</u> 下校させるかとどまらせるか判断し、保護者にMACメールで知らせる。 《下校させる場合：教員が付き添って集団下校》 《安全な下校が難しいと判断した場合：引渡し》 1階の児童は、2階以上の適切な場所に避難させる。	MACメールを確認し、児童の下校に備える。引取り要請があった場合、自身の安全を確保しつつ子どもを迎えに行く。 ◆ 引渡し場所を知らせなかった場合は、おさんの教室で引取り（ただし、若葉学級は2校舎3階 図書室）

【雄郡校区（※）】

泉町、永代町、小栗1～5丁目、春日町、北藤原町、空港通1丁目、末広町、竹原町、竹原町1～4丁目、土橋町、藤原町、藤原1・2丁目、真砂町、室町、室町1・2丁目、雄郡1・2丁目

【C 不審者侵入事件等発生時】

学校の対応	保護者の対応（お願い）
○ 児童を状況に応じて安全な場所に誘導し施錠する。警察に通報する。 ○ <u>MACメールで、事件発生と引渡しについて保護者に連絡する。</u> 安全を最優先にしながら、不審者に対応する。 ○ <u>児童の安全が確保できるのであれば、迎えに来ない保護者に順次電話連絡</u> を行う。	MACメールの引取り要請を受け次第、子どもを迎えに行く。 ◆ 引渡し場所は、メールで知らせた場所

㊦ これらはあくまで原則であり、状況により一部変更することがあります。

児童の安全を最優先に判断してまいりますので、御理解・御協力をお願いいたします。